

令和5年度 活動テーマ
LPガスの価値を高めよう!

〈活動目標〉

1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化・取引の適正化
3. LPガスのブランド力の向上
4. 需要創造への取組
5. カーボンニュートラルへの対応

愛媛県LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
 メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
 (一社)愛媛県LPガス協会
 〒790-0003
 松山市三番町6丁目7-2
 ラベルダムビル4階
 電話(089)947-4744
 FAX(089)947-8499

第45回通常総会開催



令和5年5月25日(木)午後1時30分よりリジェール松山8階・クリスタルホールにて、第45回通常総会を開催した。

会員の出欠状況は、令和5年4月1日現在の会員数及び本総会の出席状況を次の通り報告された。正会員314名、出席者35名、有効委任状189名、有効出席者数224名となり、定款第18条に定める定足数を充たしており、本総会の成立が確認された。

まず、妹尾会長よりあいさつ。ロシアによるウクライナ進行のため世界的なエネルギー高騰になっている。LPガスも高騰しているため、LPガス消費者に対して高騰対策支援事業が実施されることとなり、愛媛県でも早期に取組んでいただけたことをありがたく思っています。LPガス事業者が、全員参画しなければ支援事業をする意味がなく、愛媛県へは、参加しやすい支援を要請している。

一方、LPガス事業者は保安の確保を徹底し、事故や災害を起こさないことは当然の責務である。また、料金の透明化や取引の適正化は、将来にわたり消費者から選択されるかどうか大きく影響する。お客様に安心感と信頼感を強く持っていただくため、たゆまぬ努力が必要である。

第45回 一般社団法人愛媛県LPガス協会通常



続いて、来賓の紹介を行った。

- ・参議院議員 山本 順三 様 (代理 廣川 匡 様)
- ・県議会議員 明比 昭治 様
- ・愛媛県民環境部防災局消防防災安全課課長 別府 聡憲 様
- ・愛媛県民環境部防災局消防防災安全課保安係係長 武田 伸也 様
- ・松山市消防局予防課課長 中西 則之 様
- ・松山市消防局予防課主幹 河本 崇希 様

続いて、来賓祝辞を頂いた。

- ・参議院議員 山本 順三 様 (代理 廣川 匡 様)
- ・県議会議員 明比 昭治 様
- ・愛媛県民環境部防災局消防防災安全課課長 別府 聡憲 様

議長には、定款第17条の規定により、妹尾会長が任命され、議事録署名人名には、(株)向井燃料 向井 佑輔 氏、(有)門田ガス 伊須 雅裕 氏、書記には協会事務局 水田 恵子、杉田 均が任命された。

続いて議事審議が行われた。

第1号議案 令和4年度事業報告並びに収支決算承認の件

事務局から事業報告について説明。続いて、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の説明が行われた。

【令和4年度正味財産増減】

科目	金額
経常収益計	56,721,543円
経常費用計	46,278,803円
当期経常増減額	10,442,740円
一般正味財産期首残高	67,247,177円
当期一般正味財産増減額	10,442,740円
正味財産期末残高	77,689,917円

監事を代表して渡部監事から、「去る4月13日、協会会議室において土井内監事と共に令和4年4月1日から令和5年3月31日に至る事業に係る諸帳簿並びに証憑書類について念査の結果、適正かつ正確に処理されていた」との報告があった。

議長が議場に諮った結果、有効議決者の賛成多数により異議なく原案通り承認された。

第2号議案 令和5年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

事務局から資料に基づき説明した。活動テーマとして「LPガスの価値を高めよう!」を掲げ、いかにして事業の継続をしていくのかという大変重要で大きな問題を突きつけられている現状がある。重点方針では、(1)保安の確保の充実、(2)料金の透明化・取引の適正化、(3)LPガスのブランド力の向上、(4)需要創造への取組、(5)カーボンニュートラルへの対応を掲げ活動することが説明された。

その後、令和5年度会費算定基準、収支予算書及び内訳表の説明が行われた。

【令和5年度収支予算】

科目	金額
経常収益計	53,667,000円
経常費用計	52,139,000円
当期一般正味財産増減額	1,528,000円
正味財産期末残高	79,217,917円

議長が令和5年度事業計画並びに収支予算の件は議場に諮った結果、有効議決者の過半数賛成により、原案通り承認された。

第3号議案 役員補欠選任について承認の件

①理事及び監事を選任する件

各支部よりの理事・監事の変更提案を事務局より説明した。

1. 理事

支部名	変更前	変更後
	氏名及び所属	氏名及び所属
今治支部	池内 幸治 (西日本石油瓦斯(株))	池内 一 (西日本石油瓦斯(株))
	上東 慎一 (福泉(株))	藤 淵 眞 (四国岩谷産業(株)松山支店)
松山支部	西山 毅 (伊藤忠エネクスホームライフ四国(株)愛媛支店)	尾崎 伸二 (伊藤忠エネクスホームライフ四国(株)愛媛支店)

2. 監事

支部名	変更前	変更後
	氏名及び所属	氏名及び所属
松山支部	土井内 哲朗 (えひめ中央農業協同組合)	白石 一浩 (有)白石一商会

議長が理事・監事の変更提案を議場に諮った結果、有効議決者の過半数賛成により、原案通り承認された。

通常総会終了後、全国LPガス政治連盟愛媛県支部の総会に移り、すべての議案が有効議決者全員の賛成により、原案通り承認された。

午後2時55分閉会した。

令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業 について(続報)

先月号でお伝えした通り、標記の件について次の交付規程、手引きに基づき、本事業を実施いたします。弊会ホームページに提出様式等も掲載しておりますので、期日までに計画認定をご申請くださいますようお願いいたします。

関係書類のご提出やお手続きに関するお問い合わせは、**事務処理センター**で承ります。協会事務局ではございませんので、お気を付けください。

なお、申請時に必要な提出書類については、次のチェックリストをご確認のうえ、不足の無いようご注意願います。

1. 事務処理センター

住所：〒790-0038
松山市和泉北2丁目10-8
TEL：089-993-6156
Mail：infolpgas@pro-win.co.jp

2. 申請手続きに係る提出書類

- 様式第1号 計画認定申請書
- 様式第1-2号 誓約書
- 顧客リスト
- 振込口座番号と口座カナ名義
がわかるもののコピー

交付規程

(概要)

第1条 一般社団法人愛媛県LPガス協会(以下「協会」という。)は、国際情勢を背景としたエネルギー価格高騰が長期化している中、LPガス料金高騰の影響を受ける生活者及び事業者を緊急的に支援するため、LPガス販売者からの申請に基づき、愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付する。

(事務局)

第2条 本事業における補助金の交付等に係る事務を遂行するため、協会に愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(補助対象者及び値引き対象期間)

第3条 補助金を交付するLPガス販売者(以下「補助対象者」という。)は、令和5年6月使用分から令和5年9月使用分までのうち連続する3月分のLPガス料金について、別表1の内容により愛媛県内のLPガスの需要家(公立施設を除く。)に対して値引きを行うLPガス販売者(愛媛県外に所在し、愛媛県内のLPガスの需要家に対してLPガス料金の値引きを行うLPガス販売者を含む。)とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援金の趣旨・目的に照らして知事が特に除外すべきものと認める者

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表2で定めるもののうち、知事が要かつ適当と認めたものとする。

(計画の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、令和5年6月30日までに事務局に提出し、事業計画の認定を受けなければならない。

2 事務局は、前項に規定する認定申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは計画の認定を決定し、速やかに計画認定通知書(様式第1-3号)により補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 前条の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定販売者」という。)が実施事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更認定(中止)申請書(様式第2号)を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは変更認定の決定を行い、変更認定通知書(様式第2-1号)により認定販売者に通知するものとする。

3 第1項の規定による中止申請書を事務局が受理したときは、第5条第2項の規定による認定は、効力を失うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 認定販売者は、補助金の交付を受けようとするときは、暦月毎に補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)に付属書類を添えて事務局が別に定める期日までに事務局に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書兼請求書は、実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 事務局は、前条の規定による補助金交付申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定通知書(様式第3-1号)により認定販売者に通知するものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 第1項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 認定販売者は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を事務局に提出しなければ

ならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 事務局は、第8条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該対象LPガス販売者(以下「交付決定販売者」という。)に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 事務局は、交付決定販売者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、事務局はその全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) この要領又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき

(2) 事務局に提出した書類に虚偽の記載があったとき

(3) 補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき

(4) 前各号のほか、業務に関する法令違反など、交付決定販売者として相応しくないと認められたとき

(関係書類の保管)

第12条 交付決定販売者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事と協議の上、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月19日から施行する。

別表1

需要家の区分	値引きの内容
一般家庭	1,000円/月×3か月
業務用施設 (使用量が50m ³ /月未満の場合)	1,000円/月×3か月
業務用施設 (使用量が50m ³ /月以上の場合)	30円/m ³ ×月間使用量×3か月 ただし、100千円/月を上限とする。

別表2

補助対象経費	補 助 率														
1 LPガス料金の値引き原資	10分の10														
2 事務経費	LPガス販売者がひと月に値引きを行う需要家の総数(値引きを行う3か月のうち最大値)を区分に照らして応じた金額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100件未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100件~499件</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>500件~999件</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000件~1,999件</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000件~9,999件</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000件以上</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	100件未満	10,000円	100件~499件	60,000円	500件~999件	80,000円	1,000件~1,999件	120,000円	2,000件~9,999件	250,000円	10,000件以上	300,000円
区 分	金 額														
100件未満	10,000円														
100件~499件	60,000円														
500件~999件	80,000円														
1,000件~1,999件	120,000円														
2,000件~9,999件	250,000円														
10,000件以上	300,000円														

交付申請等の手引き

I. はじめに

この手引きは、令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）を補完するものです。

本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者への支援が目的となっていることから、国及び県からは、補助金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付規程を十分確認いただき、本補助金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますようお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に最新版を確認願います。

II. 補助金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間

令和5年6月から9月のLPガス料金のうち連続する3ヶ月分が対象です。

2. LPガス料金の定義

対象期間中に消費者に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。基本料金、従量料金と別に設備使用料、器具代、リース料及びレンタル料を請求する場合は、LPガス料金の上昇とは関係がないため対象となりません。

3. 支援対象者

愛媛県内でLPガスを使用する一般家庭及び業務用施設（公立施設を除く。）が対象となります。*LPガスを供給しているコミュニティガス団地も対象となります。値引き実施については、四国経済産業局へ確認をお願いします。

*タクシー及びフォークリフト等車輛で使用されるLPガスは対象外とします。

*質量販売については、定置使用は対象としますが、移動して使用する場合（道路舗装やキッチンカー等）は対象外とします。50m³/月以上使用する場合における値引き額の算定に当たっては、納入数量kgに換算率0.482を乗じてm³数量に置き換えて計算するものとします。

*業務用施設には工場などの工業用も含まれ、事業規模を問わず対象となります。

*公立施設であっても、公営住宅の入居者や施設の利用者がLPガス料金を負担している場合は対象となります。判断が難しい場合は各施設にご確認ください。

*一般家庭は、使用量が50m³/月以上の場合でも値引き額は月額1,100円（税込）です。

*1軒の家庭に複数の契約に基づき供給している場合は、契約ごとに値引き額を算定します。但し、設置しているメーターの数を補助件数の上限とします。

*業務用施設において同一敷地内で同一契約者に対し複数の契約に基づき供給している場合は、各使用量の合計に対し値引き額を算定します。但し、50m³/月以上を使用する場合には補助上限額を適用します。

*一般家庭及び使用量が50m³/月未満の業務用施設で値引き前の請求額が月額1,100円（税込）未満の場合は、対象外とします。

*1ヶ月の間に複数回検針・請求をする場合、2回目以降は対象外とします。

4. 値引き額

次の内容で本体価格（税別価格）からの値引きを行ってください。

なお、税込価格からの値引きを行う場合は、次の内容に消費税等の率（10%）を乗じた金額の値引きとさせていただきます。

(1) 一般家庭向け

1,000円/月×3か月

(1,000円未満/月は対象外とする。)

(2) 業務用施設向け

ア 使用量が50m³/月未満の場合

1,000円/月×3か月

(1,000円未満/月は対象外とする。)

イ 使用量が50m³/月以上の場合

30円/m³×月間使用量×3か月

但し、100千円/月を上限とする。

(例) (税別価格) (税込価格)

基本料金 1,000円 1,100円

従量料金 9,000円 9,900円

請求額 10,000円 11,000円

値引き額 △1,000円 △1,100円

値引き後請求額 9,000円

税込請求額 9,900円 9,900円

*検針票、請求書、Web明細、領収証のいずれかに「県の支援によりガス料金から1,100円を値引きしています。」「県の支援により1m³当たり33円を値引きしています。」等を明示してください。

5. 販売事業者への交付額

本体価格（税別価格）からの値引き額を補助金として交付します。

上記4の(例)であれば、1,100円（税込）の値引きを行う原資として、1,000円（税抜）の交付となります。

50m³/月以上使用する場合においても同様の整理となります。

III. 申請手続き

1. 「令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業計画認定申請書」の提出

補助金の活用により消費者のLPガス料金値引きを行う販売事業者は、交付規程第5条により、令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業計画認定申請書（様式第1号）を事務処理センターに提出願います。（事務処理センターについては、令和5年6月19日(月)9時より稼働いたします。申請書等は、事務処理センター開設後に送付してください。）

(1) 提出期限

令和5年6月30日(金)

(2) 提出方法

郵送、電子メールへの添付

*郵送の場合は、期限当日の消印有効です。間に合わない場合には、期限までにメール又はファックスにて送信いただき、後日、速やかに提出願います。

*申請は、1業者1申請となります。営業所等が複数ある場合は、取りまとめのうえ提出してください。

(3) 値引き対象期間

6月～8月使用分又は7月～9月使用分から選択してください。

(4) 値引き対象顧客数

申請時の件数を記載してください。件数の考え方は「II. 補助金の概要と基本的な事項」の3のとおりです。

件数は、交付申請書兼請求書（様式第3号）で確定しますので、計画認定後に件数の増減が生じても構いません。但し、申請時より2割以上増減する場合には、計画変更申請書（様式第2号）を提出してください。

(5) 添付書類

1) 申請件数の根拠として、消費者の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表を添付してください（50m³/月以上の使用が見込まれる業務用施設については、確定している直近月の使用実績など、使用量の目安を記載すること）。

*提出される場合、一覧表の消費者の氏名、企業・団体名は、番号に置換え又は、空白とすることが可能です。また、住所は、市町名まで構いません。

但し、事務局が行う申請時、又は、完了時の閲覧の際、照合できるよう、氏名等を記載した原本を保管願います。

2) 添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完

了の日の属する年度の終了後5年間（令和10年度まで）保管し、事務局、県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

3) 提出できない場合は、事務局が行う申請時、又は、完了時の閲覧に依ることを条件として省略を認めます。

*提出できない理由は、社内規定により個人情報の目的外利用ができない、件数が多く紙媒体での提出が困難等、具体的に説明願います。

*提出できない場合であっても、事務局が行う申請時、又は、完了時の閲覧の際、照合できるよう、消費者の氏名、企業・団体名の一覧表を作成し、保管してください。

IV. 事業の実施と交付申請書兼請求書の提出

1. 「令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業計画認定通知書」の送付

Ⅲの計画認定申請書を提出された事業者には、内容を審査の上、事務局から計画認定通知書（様式第1-3号）を送付、又は、電子メールに添付して送信します。

値引き後の請求業務は、原則として計画認定通知書を受領後に開始してください。

2. 「令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書」の提出
6月～9月分のうち対象月のLPガス料金の値引き件数と金額が確定しましたら、月ごとに補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）を各受付期間内に提出願います。

(1) 受付期間

6月使用分

令和5年6月1日(木)～7月31日(月)

7月使用分

令和5年7月1日(土)～8月31日(木)

8月使用分

令和5年8月1日(火)～9月30日(土)

9月使用分

令和5年9月1日(金)～10月31日(火)

(2) 提出方法

郵送、電子メールへの添付

*郵送の場合は、各期間末日の消印有効です。間に合わない場合は、期限までにメール又はファックスにて送信いただき、速やかに提出願います。

*申請は、1業者1申請となります。営業所等が複数ある場合は、取りまとめのうえ提出してください。

(3) 値引き対象月

6月～9月使用分から選択してください。

(4) 交付申請額

値引き件数及び交付申請額を記載してください。

*添付書類との整合に留意すること。

(5) 添付書類

1) 値引き件数及び交付申請額の根拠として、次のものを添付してください。

- 消費者の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表（使用量が50m³/月以上となった業務用施設については使用量を記載すること）
- 値引きした請求書の写し（伝票など請求額の一覧表による代用を認める）

2) 添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和10年度まで）保管し、事務局、県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

3) 提出される場合は、紛失や盗難を避けるためできるだけメール送信願います。

3. 「令和5年度愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金交付決定通知書」の送付

上記2の補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）を提出されましたら、内容を審査の上、事務局から補助金交付決定通知書を送付いたします。

4. 補助金の支払

補助金交付決定通知書の送付後、支払期日に指定口座に振り込みます。

事務経費については、最終支払月に加算して、お支払いいたします。

LPガス事業者賠償責任保険、LPライフ制度等の更新手続きについて

LPガス事業者賠償責任保険並びにLPライフ応援制度の更新時期となりましたので、ご案内申し上げます。

関係書類は別送となりますが、**7月28日(金)まで**にお手続きくださいますようお願いいたします。

賠償責任保険のほか、「個人情報漏えい賠償特約」、「総合賠償特約」、「労働災害総合保障特約」もご用意しております。これらはLPガス販売以外の事業で起こった事故についても補償対象となります。また、供給設備に関する動産総合保険(LPライフNEO)は、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。ぜひ、ご加入をご検討ください。

他にもLPガスライフ支援制度として「LPライフ」も引き続き募集を行っております。こちらは加入者支援をはじめ、消費者支援、販売促進支援等の給付制度がございますので、ご活用ください。

〈書類送付先〉

〒790-0003 松山市三番町6丁目7-2 ラベルダムビル4階
(一社)愛媛県LPガス協会

〈更新期限〉

令和5年7月28日(金)

〈注意事項〉

- ①保険関係書類の捺印箇所をよくご確認の上、必ず捺印をお願いいたします。捺印が無いものはお手続きできません。
- ②記載事項に訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正箇所の上欄に訂正する内容を記入してください。(訂正印不要)
- ③保険等の更新手続きは、会員向けサービスの一環であることから、**会費が未納となっている場合、保険等の更新手続きをお引受けできなくなります。**会費の納入手続きには十分ご注意ください。

不明な点がございましたら、協会事務局までお問い合わせください。

近年増加している職場におけるハラスメント等の雇用トラブルへの対応が可能です。本改訂に伴い、オプション保険料が従業員1人あたり600円の追加となります。

手続方法

必要書類を協会事務局までご送付の上、保険料等を指定口座までお振込をお願いします。また、協会事務局でもお手続きいただけます。

今年度の改正ポイント

販売事業者賠償責任保険等

自動車によって輸送・積込・積卸作業中のLPガス容器に起因する事故に関し、バルク貯槽等の20年検査に関する輸送の場合のみ3トン以下までが補償対象となりました。事業者の声や20年検査の実態に鑑みて補償対象が拡大されましたが、それに伴う追加保険料はございません。

LPガス供給設備機器総合保険制度(LPライフNEO)

補償対象を拡大しますが、それに伴う保険料の変更はありません。

- ①LPWA(集中監視システム)
- ②ガス容器流出防止の鎖やベルト

労働災害総合補償特約

- ①法定外補償において、下請人も補償対象となりました。本制度への加入は、建設業経営事項審査の加点対象となります。
- ②使用者賠償責任オプションに、雇用関連賠償責任の補償を追加しました。

雇用を取り巻く環境は大きく変化しております。

「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると、労働問題に関する相談件数は1,290,782件となっており、約44人に1人が雇用トラブルに巻き込まれている計算になります。

女性活躍・ハラスメント規制法の施行により、事業主の賠償リスクはさらに高まっています。「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化されました。他業種では数年前からニーズが増えており、大企業はもちろんのこと、中小企業の加入が増えているのが現状です。

従来通り、従業員様の通勤中、就業中のお怪我也対象となります。従業員様だけでなく企業を守るための補償となりますので、万が一に備え、ぜひこの機会に労働災害総合補償特約(①法定外補償+②オプション)へのご加入をご検討ください。

第三者被害救済事業について

もし該当事故が発生した場合は、事務局までご相談ください。

〈事業の内容〉

(一財)全国LPガス保安共済事業団では、原則液化石油ガス法に規定する一般消費者等の消費先において、LPガスを使用する者の故意または過失によりLPガスの漏洩に起因して火災爆発を生じ、或いはLPガスの不完全燃焼等が発生し、それらの事故によって善意の第三者が人身被害(原則重傷の場合が対象)を蒙った場合において、その第三者を対象として、見舞金を給付し救済する事業です。

【第三者の例】

- ①住居用建物において
 - ・間借り人(生計は別)
 - ・たまたま訪問中の友人、知人等

- ・たまたまその場に居合わせたセールスマン等の他人
- ②料理飲食店・旅館等において(店側に過失がある場合)
 - ・飲食客、宿泊客(飲食客・宿泊客に過失がない場合)
 - ・事故原因者(団体)以外の他の飲食客・宿泊客

〈救済見舞金〉

- ①死亡見舞金基準額 50万円
 - ②傷害見舞金
 - イ. 重傷(全治1カ月以上) 1人定額 30万円
 - ロ. 軽傷(全治1カ月以内) 1人定額 3万円
- ※従来は負傷者が6名以上などのB級事故以上に

該当する事故の場合のみ見舞金給付の対象としていましたが、平成28年5月よりすべての第三者である死傷者(医師の治療を必要としない程度の軽微な負傷者は除く)が対象となっております。

③後遺障害見舞金

区分に従い審査委員会の承認を得た上で傷害救済見舞金に5~20万円を加算して給付する。ただし、後遺障害の適用にあたっては医師の診断書の提出を求めるものとします。

〈第三者より除外する者〉

- ①LPガスの消費に関連する若しくは連帯責任を負う一つの消費者グループの構成員相互
- ②LPガス事故の原因に責任がある者

もし、消費者自身の過失やガス自殺などに起因するLPガス事故で、善意の第三者が巻き添えになる事故が起きた場合は、協会事務局までご連絡ください。

四国ガス(株)との転換情報

(2023年5月転換処理分)

項目	LPガスから四国ガスへ	四国ガスからLPガスへ	差引	転換された計
今治	2	0	2	4,681
松山	9	34	▲25	12,384
宇和島	1	0	1	3,100
計	12	34	▲22	20,165

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

協会日誌



- 5月25日(木) 第45回通常総会
- 政治連盟第36回通常総会 (リジエール松山)
- 5月29日(月) 愛媛県総合防災訓練説明会 (久万高原町消防署)
- 6月1日(木)~6月2日(金) 保安業務員講習会 (ウエルピア伊予)
- 6月6日(火) LPガス価格高騰対策説明会 (たけしや広場)
- 6月9日(金) LPガス価格高騰対策説明会 (レいちゅ〜ホール)
- 6月16日(金) LPガス価格高騰対策説明会 (みなと交流館)
- 6月19日(月) LPガス価格高騰対策説明会 (大洲市総合福祉センター)
- 6月21日(水) 愛媛県中核充塲所会議 (大1ガス(株)高岡事業所)
- 6月23日(金) LPガス価格高騰対策説明会 (周桑農業協同組合)
- (今治地域地産産業振興センター)